冬期路面対策に関する特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、冬期路面対策の作業に適用する。

(支給材料)

- 第2条 本作業における支給材料は、以下のとおりとする。
 - (1) 凍結防止剤は、現物支給とし、契約書第15条第1項に規定する「数量」「引渡場所」「引渡時期」は、監督員の指示によるものとする。
 - (2) 受注者は、支給材料の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
 - (3) 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
 - (4) 受注者は、支給材料を他の工事に流用してはならない。
 - (5) 支給材料の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。
 - (6) 支給材料の引渡、返還の際の積込み、荷下しを含む運搬に係る費用は、設計図書によるものとする。

(一般除雪工)

第3条 一般除雪工の開始時期は、監督員等の指示によるものとし、作業終了後は直ちに監督員等に報告しなければならない。

(凍結防止工)

- 第4条 受注者は、凍結防止剤の散布を実施する時期、箇所、方法、散布量について、監督員等の指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、一般通行車両等へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。
- 3 凍結防止剤の使用量の確認方法は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。

(道路パトロール)

- 第5条 受注者は、監督員等から指示があった場合は、速やかに道路パトロールを 実施し、パトロール終了後直ちにその結果を監督員等に報告しなければならな い。
- 2 パトロールは、安全性を考慮し、原則 2 人体制で実施するものとする。ただし、 夜間や緊急時等人員確保が困難な場合に限り、1 人体制で実施できるものとする。

(作業完了時の報告)

- 第6条 受注者は、除雪等の作業を完了した時は、その都度速やかに監督員に作業 完了報告書(報告様式-1、2、3)及び写真を提出しなければならない。
- 2 除雪及び凍結防止剤散布の写真は、1回の作業につき、作業を実施した一連区

間の起終点及び中間点における作業前、作業中、作業後の写真各1枚ずつとし、 同方向から撮影し作業前後の比較対照ができるものとする。作業中の写真は、 全使用機械を確認できるように撮影するものとする。

3 道路パトロールの写真は、1回のパトロールにつき1枚とし、2人体制の場合は撮影者が車両と同乗者を、1人体制の場合は撮影者が車両のみを撮影するものとする。

記 入 例

(報告様式-1)

除雪作業完了報告書

√1班・1路線毎に記載

令和 年 月 日

積	雪	年	月	日	令和	年	月	Ш	受注者名		烘○○) 7 井 言凸	
除	雪	年	月	日	令和	年	月	日	文任七石	㈱○○建設			
路		線		名	(主)	小田	柳谷絲	ţ					
施	エ	Í	筃	所	内子町	中川	(広瀬	神	社~小田スキー場)				
積	雪	量	ţ (0	cm)	10~	20	cm /	/	<u></u> 原則10cmじ	<u>L</u>			
除	雪页	正 長	ŧ (1	m)	5 km				実際に作業し	た概ねの延長			
除	雪平	均幅	i (1	m)	7 m				作業区間の概	既ねの平均幅員			
除	雪	量	L (n	n3)	5, 250r	n3 —			(平均積雪量)	×(延長)×(平均幅	員)		
使	用	機	械	名	トラ	クタミ	/ョベ,	ル	モーターグレーダー	ブルドーザ	:	バックホウ	
稼	働日	寺 間] (ł	nr)		6. 5	5 hr —			2台以上の時は1	合計時	間	
	業 ナペレ 導 貞	ノーク	7 , 3		1人								
· 交 ()	通 A,	誘 Bを	導 記 <i>i</i>	— 員 人)	2人	(B)		\					
	備		考				1 0 : 1 2 :		0 (2台で作業)	作業時間記入	作業時間に	時刻と稼働 こ整合がと vること	

除雪作業状況写真

	起点部
作	作業を実施した一連区間の起点部、中間点部、終点部で作成する。
業	
前	
作	
業	交通誘導員を置いた場合は、そ の状況写真を添付。
中	
作	
業	
後	

記 入 例

稼 働 時 間 (hr)

(オペレータ除く)

考

作業

備

(報告様式-2)

年

作業時刻と稼働時

間に整合がとれて

いること

作業時間記入

月

日

令和

積 雪 年 月 日 令和 年 月 日 受注者名 ㈱○○建設 作業年月日 年 月 線 路 名 (主) 小田柳谷線 所内子町中川(広瀬神社~小田スキー場) 施 工 箇 路面状况(cm) 凍結 原則 5km以下 作業延長(km) $3\,\mathrm{km}$ 作業した概ねの延長、平均幅員 作業平均幅 (m) $5\,\mathrm{m}$ 散 布 量(袋) (凍結防止剤) 12袋 2 t ダンプ 使 用 機 械 名 軽トラック

(注) 稼働時間は30分単位で丸める。 例) 8:45~10:20 (1時間35分) _ 30分単位に丸め 9:00~10:30 (1時間30分)

3hr

7:30~11:30 (1hr休憩)

凍結防止剤散布作業状況写真

	起 点 部
作業前	作業を実施した一連区間の起点部、や間点部、終点部で作成する。
作業中	
作業後	

記 入 例

(報告様式-3)

道路パトロール作業完了報告書

√1回毎に記載]

										f	介和	年	月	日
積	雪	年	月	日	令和	年	月	日	受注者名	(# <u></u>)	○○ 發	事识		
作	業	年	月	日	令和	年	月	目	文任石石	(119)		士权		
路		線		名	(主)	小田	柳谷綠	Ŗ						
施	エ		筃	所	内子町	丁中川	(広瀬	頂神	生~小田スキー場) 道路状況記入					
積	雪		量	(cm)	打木	橋〜小 3 c		場	(獅子越峠付近) (7 cm)	部分的に凍結		(現在	降雪中) /	
パ 延	トロ		ル 長	(km)		11.	5 km	[報告時点の急 作業延長記入(注2参照	高象状況を記載		/	/	
除 '	雪平	均	幅	(m)										
除	雪		量	(m3)										
使	用	機	械	名	3)	ライト	バン		軽トラック					
稼	働!	诗	間	(hr)		1 h	r							/
編	成		人	員		2)	\ _		編成	人員を記載				
	1	備考	÷			80~8 _{8近に} 』			1	作業時間(往復)記入 作業理由記入 別) 前日の降雪のため		技師の打	指示による	3

(注) 1. 稼働時間は30分単位で丸める。 例) 8:45~10:20 (1時間35分) ↓ ______ 30分単位に丸め 9:00~10:30 (1時間30分) 2. 除雪が必要な場合は、パトロールを中止し作業を開始する。

道路パトロール作業状況写真

	道路パトロール(2人体制)								
	2人体制か1人体制か 記入する。								
作									
業									
中									

支給材料受払簿

工事番号:	受注業者名:	
工事名:	現場代理人:	

品名・規格: 凍結防止剤 (○○クリーン25kg/袋)

	Г		T	Τ
月日	受入	払出	現在数(袋)	備 考
令和2年12月24日	20		20	県から支給
令和3年1月24日		5	15	散布
令和3年3月25日		15	0	県に返納
	I		l	l .

災害対策基本法に基づく車両移動に関する特記仕様書

1. 適 用

本仕様書は、大規模災害の発生や大雪等により、放置車両や立ち往生車両によって緊急通行車両が通行する最低限の空間が確保されておらず、被災現場までのルートを確保するための措置として、各地方局建設部長、各土木事務所長が災害対策基本法(以下「災対法」という。)第76条の6第1項の規定に基づく区間指定を行い、道路啓開を行う場合に適用する。

2. 啓開作業の内容

受注者は、災対法第76条の6の措置を委託された者として、発注者に代わり以下の啓開作業を行うことができるが、発注者の指示により行うものとする。

(1) 指定道路区間の周知

立て看板(様式1)を設置する。設置場所は発注者の指示による。

(2) 車両等の移動

① 運転者への命令による移動

災対法に基づく措置であることを説明した上で、運転者に対し命令内容を伝える。説明等の方法は、書面(様式2)の配布とするが、口頭(様式3)で行うことも可能とする。

運転者への命令の内容としては、以下の措置を想定している。

- ・道路の左側、歩道への移動
- ・車間を詰める、空いたスペースへの移動
- ・沿道の空き地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の撤去、再積載

② 道路管理者による車両等の移動

道路管理者は、次の3つのケースにおいて、①記載の措置を行うことができる。受注者は、これらに該当すると判断される場合は、発注者と相談のうえ、車両移動等の措置を行うものとする。

(i) 車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合

運転者等は車両等又はその近傍におり、命令は受けることができるが、本人の意思等により当該車両等の移動に応じない場合のほか、移動に応じる意思はあっても、タイヤのパンクや燃料切れ等により直ちには移動に応じられない場合等を想定する。

繰り返し移動命令等を伝えても移動を行わない、もしくは直ちに移動を行うことができない場合は、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知し、移動を行う。通知方法は、書面(様式4)を配布するものとするが、時間がないときは口頭によるもののみでも差支えない。

(ii) 運転者等が不在で、運転者等による車両等の移動ができない場合

運転者等が車両等から離れており、所有者によって車両等の移動ができない場合等 を想定する。

運転者等が近傍にいる可能性もあるため、拡声器等で呼びかけを継続するが、車両 等への移動理由の掲示等の所定の手続きを行い、移動を行う。 (iii) 前後に車両等が近接しており、運転者等が自らの運転で車両等の移動ができない場合、事故等により運転ができない状態の場合等、道路管理者による移動がやむを得ない場合

車両等が連坦し、幅員方向にも車両等の待避の余地がない等、運転者等が車両等にいても移動ができない場合等を想定する。

その場合は、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知し、移動を行 うものとする。通知方法は、書面(様式4)を配布するものとするが、時間がないと きは口頭によるもののみでも差支えない。

(3) 車両等を移動した際の掲示

運転者等が現場付近にいない事を確認した上で、車両を移動する場合は、移動した車両 等に移動理由、連絡先等を掲示(様式5)するものとする。

なお、一定距離以上(原則として50m以上)車両等を移動させた場合または道路外への移動の場合は、道路の縁石や防護柵、視線誘導標等にも掲示(様式6)するものとする。

(4) 車両等の移動記録

受注者が車両等を移動する場合は、記録票(様式7)を作成するとともに、移動の前後の状況を写真又はビデオ等に記録すること。(破損に対する補償を行う際等の資料として必要となる。)

また、当該記録については、盗難等の問合せへの対応などに必要であるため、発注者に対し速やかに提出するものとする。

(5) 土地の一時使用

道路敷地内に移動スペースが無い場合や周辺に公有地等が無い場合で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は、災対法第76条の6第4項に基づきその必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとされている。上記に該当すると判断される場合は、発注者と相談のうえ、沿道の民地(駐車場、空き地、田畑等)を一時的に使用するものとする。他人の土地の一時使用等は、これによる所有者及び使用者の損失や影響が最小限となるよう行わなければならない。

対象となる民地の所有者及び使用者が現場で容易に見つかる場合は、口頭により道路啓開のため使用する旨を説明(様式8)するものとする。

所有者及び使用者が容易に見つからない場合、もしくは、同意が得られない場合には、 同意を得なくても民地の使用やそれに伴う竹木等の処分が可能であり、その場合には、土 地の使用・処分の理由・連絡先等を掲示(様式 9)する。

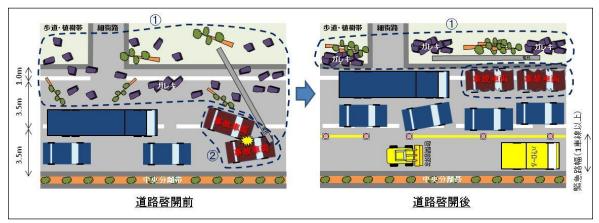
民地の一時使用等を行った場合は、事後に補償が必要となる場合もあるため、記録票(様式10)を作成するとともに、一時使用場所の使用前後の写真等の記録を残しておく。

3. 車両移動命令及び車両移動措置に際しての手順及び留意事項

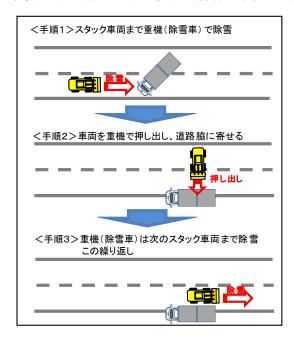
(1)車両移動のオペレーション

移動については、以下を参考とし、現場にて判断する。

- ○大規模災害を想定したオペレーション
 - ・緊急通行車両の通行のため、1車線以上を確保する。
 - ・放置車両は、道路の左側に移動もしくは移動するスペースが無い場合には、沿道の民 地を一時使用する。



- ○大雪による大規模立ち往生を想定したオペレーション
 - ・スタック車両を早期に排除するため、除雪車両等の重機によりスタック車両の牽引や 押し出しを行い、立ち往生車両の発生を防ぐ。
 - ・多数の立ち往生車両の発生により除雪作業に時間を要する場合は、除雪車両等の重機 による車両の牽引や押し出しを行い、除雪作業時間の短縮を図る。



(2)やむを得ない限度の破損

車両等の移動の際には、必ず発注者と相談すること。車両等移動に伴い生じるやむを得ない限度の破損は、

- ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを破損
- ・ 重機で持ち上げる際の擦り傷や凹み
- ・ 駆動系や制御系の損傷、段積みによる破損

等が想定される。

「やむを得ない限度の破損」とは、これらの様々な破損がある中で、災害時の状況に応じて判断されるべきものであり、車両等の移動に複数の方法がとり得る場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ、最も破損の度合いが低い方法を選択した結果生ずる破損である。

なお、窓ガラスを破損した場合等、降雨により車内設備が劣化することも想定されるが、 道路啓開作業後に、破損個所をシート等の簡便な方法でふさぐ等、可能な範囲で損傷が拡 大しないような措置をすること。

(3)損失補償

啓開作業に伴い生じる以下の損失(やむを得ない限度の破損に限る。)については、その補償手続きを含め発注者が対応する。該当事案が発生した場合は速やかに発注者へ報告するものとする。

- ・破損車両に係る補償
- ・土地の一時使用に係る補償
- 竹木等の処分に係る補償

(4)車両等の移動時におけるトラブル対応等

車両等の移動方法は、現場での対応者が判断することとなるが、重大な損傷を伴う場合や、判断に迷う場合には、適宜、発注者に相談して実施するものとする。

なお、運転者等による不法行為等を認知した場合には、発注者に連絡し対応を相談する ほか、必要に応じ、警察に通報する等の対応を行うものとする。

(5)運転者等への支援について

大雪時等の車両移動において、近隣に避難する場所がなく、作業が長時間に及ぶ場合等は、運転者等への健康上の配慮から、必要に応じて発注者と相談し、発注者の指示により運転者等の健康状態を確認するとともに、食料や薬、燃料等の補給を行うものとする。これら支給品については受注者が調達することとし、その費用については、工事変更請負契約時に工事費に計上するものとする。なお、調達物品等については、購入状況や支給状況について写真で記録するとともに領収書等を添付し、発注者に提出するものとする。

(6)その他留意事項

レッカー車やホイルローダなどによる移動の際には、ガソリン漏れ等に十分留意し、危険のないよう行う必要がある。トラック等を移動する際には、積み荷の種類を可能な限り確認し、危険物等が積載されている場合等、積み荷の種類及び状況に応じ、注意して移動を行うものとする。ハイブリッド車、電気自動車等を移動する際には、感電等に注意して移動を行うものとする。

4. 啓開作業に係る身分証明書

発注者からの指示等において当該特記仕様書に基づく啓開作業を行う場合は、発注者が付与する身分証明書(様式11)を携行するものとする。

5. 啓開作業に係る費用

啓開作業に要する費用は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

緊急通行車両の通行のため作業実施中

県道OO線 OO~OOは

車両の移動等を行う区 間に指定されています

通行止め

ご協力をお願いします

愛媛県〇〇土木事務所問い合わせ先:〇〇〇〇

緊急通行車両の通行のため作業実施中

県道OO線 OO~OOは

車両の移動等を行う区 間に指定されています

通行ご遠慮ください

ご協力をお願いします

愛媛県〇〇土木事務所問い合わせ先:〇〇〇〇

(様式2)

令和〇年〇月〇日

運転者各位

愛媛県〇〇地方局 〇〇土木事務所長

災害対策基本法第76条の6第1項の 規定に基づく移動命令について

この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の通り、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

緊急通行車両の通行のため、速やかに車両を指定区間以外の場所か職員の指示する場所に移動してください。

記

指定理由:緊急通行車両の通行確保のため

担当:〇〇地方局〇〇事務所管理課

電話〇〇(〇〇)〇〇〇

車両移動命令を行う際の発言例

- 愛媛県○○事務所から委託を受けている○○株式会社の○○です。
- ・ この道路は、災害対策基本法により、車両の移動等を行う区間に指定されました。
- 緊急通行車両の通行を確保するため、速やかに車両を指定区間の外か、〇〇に移動してください。
 - ※ 移動の指示は、現場の状況により、歩道上、道路左側へ寄せる、前の 車両との車間を詰める等とする。

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

- 緊急通行車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。
- 当方により移動を行いますので、車両から離れてく ださい。

愛媛県〇〇地方局 〇〇土木事務所長

問い合わせ先 愛媛県〇〇土木事務所管理課 電話番号:〇〇-〇〇〇

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策 基本法76条の6第1項の規定に基づき、下記の とおり車両の移動を行いました。

記

移動日時: 〇月〇日 〇〇時

移動先 : 一

移動車両:車名、ナンバー

愛媛県〇〇土木事務所長

問い合わせ先 愛媛県〇〇土木事務所管理課

電話番号:00-000

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策 基本法76条の6第1項の規定に基づき、下記の とおり車両の移動を行いました。

記

移動日時: 〇月〇日 〇〇時

移動先 : 〇〇〇〇

移動車両:車名、ナンバー

愛媛県〇〇土木事務所長

問い合わせ先 愛媛県〇〇土木事務所管理課 電話番号:〇〇-〇〇〇

車両移動記録票

措置実施場所	県道〇〇線(〇〇市〇〇町〇〇地先)
対象車両	車名、ナンバー
運転手の有無	不在
移動日時	〇月〇日〇時
投動中央	道路内路肩に移動、沿線民地に移動、一時保管場所(〇〇)
移動内容	に移動 (使用重機:除雪ドーザ)
破損状況	後方バンパーへこみ
その他	作業者(〇〇建設(株))

状況写真				
移				
動				
前				
移				
動				
後				

記入者	〇〇建設	(株)	00	
-----	------	-----	----	--

民地の一時使用等を行う際の発言例

- 愛媛県○○土木事務所から委託を受けている○○株式会社の○○です。
- ・ 県道〇〇線の〇〇から〇〇の間は、災害対策基本法により、車両の移動 等を行う区間に指定されました。
- ・ 緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両等を移動しているところですが、その移動先がないことから、〇〇の土地を一時的に使用させていただきます。

災害対策基本法に基づく 土地の一時的使用について

緊急通行車両の通行を確保するための放置車両 の移動に伴い、災害対策基本法76条の6第4項の 規定に基づき、この土地を一時的に使用しております。

記

利用開始時: 〇月〇日 〇〇時

利用目的:放置車両の保管

愛媛県〇〇土木事務所長

問い合わせ先 愛媛県〇〇土木事務所管理課 電話番号:〇〇一〇〇〇

(様式10)

土地の一時使用記録票

措置実施場所	県道○○線(○○市○○町○○地先)		
使用開始日時	〇月〇日〇時		
使用目的	〇〇災害における移動車両の仮置き		
土地所有者(権利者)	調査中		
現在の用途	貯木場跡		
作業実施者	〇〇建設(株)		
連絡先	愛媛県〇〇土木事務所管理課		
连裕元	TEL : 00—0000—0000		

状況写真				
使				
用				
前				
使				
用				
後				

記入者 〇〇建設(株) 〇〇

発行番号:第〇号

身 分 証 明 書

会社名: 〇〇〇〇(株)

住 所:0000

上記の者は、■■に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。

印

有効期間:〇〇年〇〇月〇〇日~〇〇年〇〇月〇〇日

発行日 : 〇〇年〇〇月〇〇日

発行者 : 愛媛県〇〇土木事務所長

■■の例

(災害の場合)○道維第○号(国)○号道路維持工事 工事請負契約

(大雪の場合) ○冬対第○号(国) ○号冬期路面対策工事 工事請負契約